

信州の宿 県民応援前売割事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大期において、将来の宿泊需要を確保し、事業の継続を支援するため、長野県内在住者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）を対象とした県内旅行に使えるプレミアム付き前売券を販売する事業者、及び地域の観光事業者で使える観光クーポンの配付により、利用料金の割引を行う事業者に対し支援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 長野県（以下「県」という。）から委託を受けた「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(定義)

第3条 この要綱において「プレミアム付き前売券」（以下「前売券」という。）とは、1枚当たりの販売額2,000円に県がプレミアム分として3,000円を支援し額面5,000円として、第5条に定める宿泊事業者又は旅行会社のうち第12条に定める登録を受けた者が販売する券をいう。

2 前売券の利用対象は前項で販売する宿泊事業者が取り扱う宿泊商品又は旅行会社が取り扱う旅行商品とし、販売事業者においてのみ利用できるものとする。

(事業内容)

第4条 信州の宿 県民応援前売割事業は、前売券の販売による県内在住者の宿泊旅行代金の割引及び地域の観光事業者で使用できる観光クーポンを提供することによる観光施設等の利用料金の割引を実施するものとする。

(対象事業者)

第5条 支援の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、対象事業者の指定後に速やかに事業実施が可能であることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和3年3月1日において現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている長野県内の施設（以「宿泊事業者」という。）であり、宿泊時に宿泊者の居住地の確認及び宿泊者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者。
 - (2) 令和3年3月1日において現に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条第1項に規定する登録を受けている長野県内の施設（以下、「宿泊事業者」という。）であり、宿泊時に宿泊者の居住地の確認及び宿泊者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者。
 - (3) 旅行業法第3条に規定する登録を受けた事業者（以下「旅行会社」という。）であり、長野県内に営業所を有し、長野県内の宿泊販売において相応の実績を持つと認められ、予約申込時に旅行者の居住地の確認及び旅行者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者。
 - (4) 長野県内の主に観光客が利用するアクティビティ・体験施設、土産物店、または飲食店を運営する事業者であり、当該観光クーポンを使って料金精算ができる者。また飲食店においては、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けている者。スポーツ・体験施設においては、必要な資格を取得し、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入している者。ただし、土産物店については、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店やコンビニエンスストアは対象外とする。その他は別表に記載のとおりとする。
 - (5) 長野県内に事業所又は営業所がある交通事業者のうち、観光目的での利用に対して当該観光クーポン券を使って料金精算ができる者。（以下、本条（4）及び（5）の事業者は「クーポン対象事業者」という。）
- 2 宿泊事業者及び飲食店運営事業者については、「信州の安心なお店応援キャンペーン」事業に

参加申請することを必須とする。

別表

対象となる施設種別	例示
アクティビティ・体験施設	
工芸体験	陶芸・ガラス・クラフト・ステンドグラス・彫刻・オルゴール・アクセサリ・紙すき 等
織物体験	機織り・藍染 等
乗り物体験	ボート・カヤック・自転車 等
料理体験	おやき・そば打ち・お菓子 等
アウトドアスポーツ体験	ラフティング・船下り・パラグライダー・気球・ハングライダー・川下り・釣り堀・BBQ、ボルダリング・トランポリン・マウンテンバイク・乗馬・キャンプ場 等
レジャー施設	マレットゴルフ・パターゴルフ・ゴルフ場・リフト・ゴンドラ 等
果物狩り・観光農園	さくらんぼ狩り・ブルーベリー狩り・野菜の収穫体験 等
博物館等	博物館・美術館・動物園・テーマパーク（遊園地） 等
日帰り温泉施設	日帰り温泉施設・施設内土産物店 等
土産物店	
土産物店	土産物店・伝統工芸品等の販売店・道の駅 等
飲食店	
飲食店 ※主として観光客が利用する飲食店	飲食店・料理店・喫茶店・和洋菓子店（イートインスペースを保有する施設）・居酒屋
交通事業者	
交通事業者 ※主として観光目的で利用するものに限る	バス（例：観光施設割引付き乗車券）、タクシー（例：行先が観光地、旅館等であること）、レンタカー（例：観光目的で利用するもの）、鉄道（例：観光目的で利用する観光列車）

（支援金対象経費）

第6条 前売券の支援対象経費は、令和3年5月31日（火）までに販売され、かつ、1人泊当たり5,000円以上の宿泊旅行代金の支払いに利用された前売券に係るプレミアム分とする。また、1人泊当たり2枚利用の場合は、10,000円以上の宿泊旅行代金の支払いを対象とする。

2 一事業者あたり（宿泊事業者は一施設あたり）の前売券の販売上限数は、200枚とする。

3 観光クーポン対象経費は、対象事業者においてアクティビティ・体験、土産物の購入、飲食、又は交通費等の料金が割り引かれたものとする。

4 第1項及び第3項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。

- (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
- (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
- (3) 旅行（体験・飲食含む）催行の実現性が低いと判断されるもの
- (4) 国が実施するGoToトラベル事業で割引されたもの
- (5) 観光を主たる目的としていない宿泊旅行
- (6) その他、県及び事務局が不適当と認めるもの

（支援金額）

第7条 支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 販売した前売券の利用1枚当たり3,000円とする。
 - (2) 前売券の販売とセットで配布する観光クーポンについては、前売券利用の宿泊一人1泊当たり2,000円とする。
- 2 一人1回の旅行当たりの前売券の利用上限枚数は、1泊あたり2枚までとし、利用上限泊数は2泊までとする。

(利用対象者)

第8条 前売券を購入し利用できる対象者は県内在住者とし、県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示などの感染防止対策への協力が得られる者に限る。ただし、今後の感染状況によっては、対象者を見直すことがあるものとする。

(支援金交付対象期間)

第9条 本事業の対象となる期間は、令和3年6月1日(火)から同年12月31日(金)までの宿泊旅行のうち、令和3年6月1日(火)以降に予約又は申込がされた新規の予約分に限る。ただし、今後の感染状況によっては、対象期間を見直すことがあるものとする。

(観光クーポン交付対象期間)

第10条 本事業の観光クーポンの対象期間は、前売券を利用した宿泊日とその翌日までとする。

2 対象期間については、宿泊事業者又は旅行会社において観光クーポンに記載するものとし、対象期間の記載がないクーポン券については、無効とする。

(対象事業者登録申込)

第11条 対象事業者となろうとする者は、別に定める日までに次の書類を事務局へ提出するか電子申請登録をすることとする。

区分	申請書類
宿泊事業者	・信州の宿 県民応援前売割事業 対象事業者指定申込書(様式第1号の1)
旅行会社	・信州の宿 県民応援前売割事業 対象事業者指定申込書(様式第1号の1) ・営業所(販売箇所)報告リスト(様式第2号)
クーポン対象事業者	・信州の宿 県民応援前売割事業 対象事業者指定申込書(様式第1号の2) (クーポン対象事業者用)

(対象事業者の指定の通知)

第12条 事務局は、対象事業者指定申込内容を確認の上、対象事業者を登録し、信州の宿 県民応援前売割事業 対象事業者登録完了通知書(様式第3号の1:宿泊事業者・旅行会社 様式第3号の2:クーポン対象事業者)により対象事業者に通知する。

2 申請書類を審査した結果、対象事業者の登録を行わない場合には、登録しない旨を通知する。

(支援金の交付条件)

第13条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (5) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴

力団員をいう。以下同じ。)

- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 対象事業者は、前号の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(取組の中止)

第14条 県及び事務局は、対象事業者登録完了通知後に、次に掲げる事由により、対象事業者に対し様式第4号により事業の中止を通知することができる。

- (1) 対象事業者が第13条の規定に反する等、本要綱の規定に違反した場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、旅行者、県民の安全に重大な支障が生じる恐れがあると県が判断した場合
- (3) その他の事由により、県が中止と判断した場合

(実績報告)

第15条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、次に掲げる書類を別に定める日までに事務局に提出することとする。ただし宿泊事業者及び旅行会社で、電子申請をする場合には、実績報告書(様式第5号)は不要とする。

- (1) 信州の宿 県民応援前売割事業 実績報告書(様式第5号: 宿泊事業者及び旅行会社)
- (2) 信州の宿 県民応援前売割事業 実績内訳シート(様式第6号: 宿泊事業者及び旅行会社)
- (3) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類
信州の宿 県民応援前売割事業 前売券利用確認書(様式第7号)
旅行会社: 宿泊証明書、宿泊施設との精算に基づく精算書等、宿泊実績が確認できるもの
(任意様式)
- (4) 利用済み観光クーポン(原本: 観光クーポン対象事業者)
- (5) 前売券販売・利用台帳(様式第8号: 宿泊事業者及び旅行会社)
- (6) その他事務局が必要と認めるもの

(支援金の請求)

第16条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて次に掲げる書類を別に定める日までに事務局に提出することとする。ただし、宿泊事業者又は旅行会社で、電子申請をする場合には、請求書(様式第9号)の提出を不要とする。

- (1) 信州の宿 県民応援前売割事業 支援金請求書兼委任状(様式第9号: 宿泊事業者及び旅行会社)
- (2) 観光クーポン換金用伝票(様式第10号: クーポン対象事業者)

(月次報告)

第17条 対象事業者のうち宿泊事業者及び旅行会社は、前売券の販売実績を前売券販売・利用台帳(様式第8号: 宿泊事業者及び旅行会社)により、令和3年6月9日(水)までに事務局に報告することとする。

2 対象事業者は、6月以降の毎月末時点で全ての事業が完了していない場合、当月1日から末日までの実績を翌月15日までに信州の宿 県民応援前売割事業 支援金月次報告書(様式第11号)により、次に掲げる書類を添えて、事務局に提出することとする。ただし宿泊事業者及び旅行会社で、電子申請をする場合には、実績報告書(様式第5号)は不要とする。

- (1) 信州の宿 県民応援前売割事業 実績報告書(様式第5号: 宿泊事業者及び旅行会社)
- (2) 信州の宿 県民応援前売割事業 実績内訳シート(様式第6号: 宿泊事業者及び旅行会社)

(3) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類

信州の宿 県民応援前売割事業 前売券利用確認書(様式第7号)

旅行会社: 宿泊証明書、宿泊施設との精算に基づく精算書等、宿泊実績が確認できるもの
(任意様式)

(4) 前売券販売・利用台帳(様式第8号: 宿泊事業者及び旅行会社)

(5) 販売した前売券の見本又はそれに類するもの(宿泊事業者及び旅行会社、初回のみ提出)

(6) 利用済み観光クーポン(原本: 観光クーポン対象事業者)

(7) その他事務局が必要と認めるもの

3 前項の規定について、前売券の利用実績がない場合は月次報告は不要とする。

(月次請求)

第18条 対象事業者のうち宿泊事業者及び旅行会社は、前条の月次報告にあわせて信州の宿 県民応援前売割事業 支援金月次請求書兼委任状(様式第12号)を提出することができる。

2 クーポン対象事業者は、観光クーポン月次換金用伝票(様式第13号)に、当月1日から末尾までの利用済み観光クーポン(原本)を添えて支援金を請求することができる。

(支援金の支払等)

第19条 事務局は、第16条の規定による支援金の請求があった場合、第15条第1号から第5号に掲げる書類、または観光クーポンの内容及び枚数を照合し、請求内容を確認のうえ、適正な請求書または換金用伝票を受理したときは、速やかに対象事業者に支援金を支払うものとする。

(状況報告及び調査)

第20条 県及び事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第21条 県及び事務局は対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第22条 県及び事務局は対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、県が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第23条 事務局及び対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

2 観光クーポンは、転売してはならない。

(雑則)

第24条 県は、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

2 この要綱に定めのない事項が発生した場合、県と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和3年4月(27)日から施行する